



# 年 頭 所 感

特許庁長官 中 嶋 誠

平成 19 年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

この度、私は長官を拝命してから二度目の新年を迎えることとなりました。就任から今日に至るまで、知的財産行政に対する期待は一貫して高まっていると感じております。安倍総理は、「イノベーションの促進」を重要政策課題の一つとして掲げられました。知的財産政策はその鍵となるものであり、その中核を担う特許庁に求められる役割は、従来以上に大きくなるものと重く受け止めております。

こうした中、経済産業省・特許庁では、昨年 10 月 19 日、甘利経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を開催し、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」を策定いたしました。このプランでは、4 分野 20 項目の重点施策を掲げました。特許庁としては、今後、このプランに沿って、特許審査の迅速化・効率化といった国内の課題に加え、外国特許庁との協力、特許制度の国際的調和、模倣品対策など、グローバルな課題にも果敢に取り組んでいく考えであります。

プランの第一の柱であるグローバルな権利取得の促進と知財保護の強化については、昨年、日・米間で試行を開始した「特許審査ハイウェイ」について、本年 4 月には日・韓間でも開始するとともに、その他主要国との間でも協力関係を拡大してまいります。また、「世界特許」の実現という大きな目標の達成に向けて、先進国会合等の場において実体的側面での制度調和のための条約案の検討を進めるなど、着実に取組を進めてまいります。さらに、知的財産保護強化のために、海外での日系企業への支援等の模倣品対策について、各国政府に対する人材育成等の協力を含め、これを一層強化していくほか、引き続き、アジア各国に対し長官級会合等の二国間・多国間の交渉の場を活用して、知的財産制度の改善を働きかけてまいります。

次に、第二の柱である特許審査の更なる迅速化・効率化についてであります。特許庁では、現在、特許の審査待ち期間を 2013 年までに 11 ヶ月に短縮し、世界最高水準の特許審査を実現する目標を掲げております。現在、5 年間で 500 人程度を目標とした任期付審査官の増員を含め、審査体制の充実

に取り組んでおり、平成19年度においても、政府全体の定員事情が厳しい中、128名の増員を確保いたしました。また、審査の効率化のため、先行技術調査の民間外注を更に拡大することとし、平成19年度予算には、前年度比18%増の22.6万件とすることを予定しております。今後とも、民間活力を適切に活用しながら、特許審査の迅速化・効率化を強力に推進してまいります。

第三の柱である企業における戦略的な知財管理の促進については、引き続き、複眼的視点からの知的財産ポートフォリオの構築、社内組織体制の整備を<sup>しょうよう</sup>慫慂してまいります。具体的には、昨年公表した先使用権制度ガイドラインに加えて、「戦略的発明管理ガイドライン（事例集）」（仮称）を策定・公表し、権利取得の各段階における管理手法、知財管理体制の在り方等について、実践的な指針をお示しすることを検討しており、また、その成果も踏まえながら、大臣と産業界等の有識者が意見交換を行う「特許戦略懇談会」を開催するなど、様々な機会を捉えて、産業界との意見交換を積極的に行い、出願・審査請求構造の改革を進めてまいります。

第四の柱である地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化についてであります。全国9箇所の地域知財戦略本部の事業の実質的な活動レベルを高めるほか、中小企業等を対象とする特許先行技術調査支援事業の拡充、全国3千箇所に設置した「知財駆け込み寺」事業の充実・強化といった措置を講じ、知財の有効活用を通じた地域・中小企業の活性化を支援してまいります。

特許庁としては、以上のような各般にわたる取組みを総合的に、かつ、スピード感を持って推進することにより、「イノベーションの促進」を通じた民間需要主導の持続的な経済成長の実現を図るべく、微力を尽くしていく考えであります。

最後に、関係各位のご健勝とご多幸をお祈りするとともに、本年も知的財産政策に対し一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

平成19年1月